

2020年度診療報酬改定では、 「精神科訪問看護基本療養費」算定に 「GAF 尺度」による評価記載が必要に

2020年度の診療報酬改定により、2020年4月1日から、精神科訪問看護基本療養費を算定するには、「訪問看護記録書」「訪問看護報告書」「訪問看護療養費明細書」へ、GAF尺度による判定値を記載することが必要となりました。

この改定に関しては、日本精神科看護協会からも4月13日～5月1日にかけて有料のオンデマンドセミナー*を行い、情報提供がありました。

精神科訪問看護にGAF評価を取り入れる理由としては、利用者の状態は刻々と変化し、契約時から不変ではないので、GAFを含むアセスメントを定期的実施することで、訪問頻度や時間についての必要性を定期的に検討しよう、という意図があるようです。

同じ症例を複数のスタッフでGAF評価をしてみて大きな開きがないかなど、慣れるまでには準備が必要と思われます。

*内容：「GAFの概要」「GAF評価のポイント」「評価時の留意点」「精神科訪問看護基本療養費の算定にGAF尺度の判定が必要になった経緯」「GAF尺度の評価を含めた対象アセスメント」(講師：萱間真美氏、稲垣中氏)